

新型コロナウイルス感染症に係る

自立支援医療（精神通院）の再認定手続きの取り扱いについて

自立支援医療（精神通院）

有効期間を1年間自動延長します。

- 対象者：令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に

有効期間が満了する受給者証をお持ちの方

- 延長期間：1年間

<必要な手続きなど>

- ・原則、手続きは不要ですが、市町村によっては担当窓口への連絡が必要な場合がありますので、直接お住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

(現在の受給者証を読み替えて使用し、自動延長により新しい受給者証は交付しません。)

- ◎ 上記手続きによらず、通常の再認定手続きを行うことも可能です。
- ◎ ご不明な点は、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。